

令和8年度 中小企業大学校講座受講促進助成要綱

令和8年3月27日制定
(一社)宮崎県トラック協会

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図る事を目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

第2条 受講対象者

宮崎県トラック協会（以下、「県ト協」という。）の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって組織されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びweb講座（WEBee Campus）を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	〒	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166 (65) 1200
仙台校	989-3126	仙台市青葉区落合四丁目2番5号	022 (392) 8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570番地	0256 (38) 0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042 (565) 1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79番地	0561 (48) 3400
関西校	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	06 (6530) 0029
広島校	733-0834	広島市西区草津新町1-21-5	082 (278) 4955
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区網場町2-1	092 (263) 1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966 (23) 6800

第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校（WEBee Campus含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座